

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・ 函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始）
- ・ 動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始）
- ・ 函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・ 地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

機関内規程が適正に定められている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・ 函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始）
- ・ 動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始）
- ・ 函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・ 地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・ 函館短期大学 実験等倫理委員会（動物実験倫理委員会）名簿

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

動物実験委員会が適正に運営されている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案，審査，承認，結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し，動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが，一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 函館短期大学における動物実験に関する規程 (平成 18 年 12 月 3 日 施行)
- ・ 函館短期大学実験等倫理委員会規程 (平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始)
- ・ 動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則 (平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始)
- ・ 函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ (平成 26 年 10 月 1 日 施行)
- ・ 地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項 (平成 26 年 10 月 1 日 施行)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば，明記する。)

- ・ 動物実験に関する規程，マニュアルが適正に定められている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験，感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し，安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが，一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は，行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 函館短期大学における動物実験に関する規程 (平成 18 年 12 月 3 日 施行)
- ・ 函館短期大学実験等倫理委員会規程 (平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始)
- ・ 動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則 (平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始)
- ・ 函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ (平成 26 年 10 月 1 日 施行)
- ・ 地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項 (平成 26 年 10 月 1 日 施行)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば，明記する。)

動物実験に関する規程が適正に定められている。遺伝子組換え実験，感染実験は行わない。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され，各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し，適正な飼養保管の体制である。

□ 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。

□ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 函館短期大学における動物実験に関する規程 (平成 18 年 12 月 3 日 施行)
- ・ 函館短期大学実験等倫理委員会規程 (平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始)
- ・ 動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則 (平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始)
- ・ 函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ (平成 26 年 10 月 1 日 施行)
- ・ 地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項 (平成 26 年 10 月 1 日 施行)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば，明記する。)

動物実験に関する規程，マニュアルが適正に定められている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

6. その他 (動物実験の実施体制において，特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

該当せず

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は，機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

■ 基本指針に適合し，適正に機能している。

□ 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。

□ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

函館短期大学実験等倫理委員会 (動物実験倫理委員会) 議事録

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば，明記する。)

函館短期大学における動物実験に関する規程に基づき，適正な活動を実施している。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案，審査，承認，結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し，適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験計画書
- ・動物実験計画（変更・更新）承認申請書
- ・動物実験終了報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば，明記する。）

動物実験の立案，審査，承認，結果報告が適正に実施されている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し，当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は，行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験計画書
- ・動物実験計画（変更・更新）承認申請書
- ・動物実験終了報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば，明記する。）

安全管理を要する動物実験が適正に実施されている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・飼養保管施設は1箇所、飼育時期は6月から7月に限定している。
- ・受入時の明細書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。

4) 改善の方針, 達成予定時期

該当せず

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程(平成18年12月3日 施行)
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程(平成24年12月1日 試験運用開始)
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則(平成24年12月1日 試験運用開始)
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ(平成26年10月1日 施行)
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項(平成26年10月1日 施行)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。

4) 改善の方針, 達成予定時期

該当せず

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・教育訓練の実施日、受講者氏名の記録
- ・教育訓練に用いた「函館短期大学動物実験実施者等教育訓練テキスト」

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に対する教育訓練が適正に実施されている。

4) 改善の方針, 達成予定時期

該当せず

7. 自己点検・評価, 情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価, 関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

函館短期大学における動物実験に関する規程、審査結果及び動物実験に関する自己点検・評価報告書をホームページにて公開している。

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

問題無し

4) 改善の方針, 達成予定時期

該当せず

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

(1) 函館短期大学における動物実験委員会の構成

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程 (平成 18 年 12 月 3 日 施行) 第 3 条
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程 (平成 24 年 12 月 1 日 試験運用開始) 第 8 条
委員・・・12名